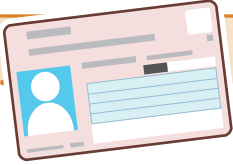


協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ



マイナ保険証の準備はできていますか

12月2日以降は健康保険証（水色のカード）は使用できなくなります。
医療機関等を受診される場合はマイナ保険証をご提示ください。



マイナ保険証を持っている人

医療機関等に設置しているカードリーダーでマイナ保険証を読み取ってください。



マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限満了までに更新手続きを行ってください。



資格確認書を持っている人

医療機関等の窓口で資格確認書をご提示ください。

マイナ保険証の利用ができない方で、資格確認書が手元にない方は
「資格確認書交付申請書」を保険者へご提出ください。



こんな時は…

オンライン資格確認ができないとき

医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合は以下をご提示ください。

※資格情報のお知らせのみでは保険診療を受けられません。

マイナポータル + マイナ保険証



または

資格情報のお知らせ + マイナ保険証



マイナ保険証に関するお問い合わせはこちら ▶ 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル TEL:0570-015-369



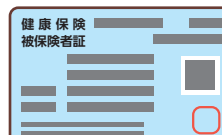
保険証と資格確認書

資格確認書をお持ちの方で、12月2日以降に資格確認書が不要となった場合は返却をお願いします。
なお、マイナ保険証の経過措置期間終了に伴う健康保険証（水色のカード）の回収、返却は必要ありません。

返却を
お願いします



返却不要



ありがとう
ございました



保険証・資格確認書返却に関するお問い合わせはこちら ▶ レセプトグループ TEL:0857-25-0050 (音声案内③)



提出は12月12日まで 「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか？

11月の初旬から「被扶養者状況リスト」を順次発送しています。被扶養者様の資格が満たされているかご確認いただき、同封の返信用封筒で12月12日（金）までにご提出ください。

令和7年度は、**被扶養者資格が解除となる可能性の高い対象者に絞って「被扶養者状況リスト」をお送りいたします。**

《提出までの流れ》

協会けんぽから
被扶養者状況リストが届く



リストの記載のあるすべての方が
扶養者資格を満たしているか確認・リストを記入
※添付書類が必要な場合もあります



同封の返信用封筒で
12月12日(金)までに
リストを提出！



扶養状況の確認ポイント

- 1 他の健康保険に加入していないか
- 2 同居が必要な続柄の者が別居していないか
- 3 被扶養者の収入が収入要件を満たしているか
- 4 被扶養者の年収は仕送り額より少ないか

▶収入要件を超過している場合はその原因が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであるか



※リストの記入方法や添付書類については、同封のリーフレットをご確認ください。



確認の結果、扶養状況に変更がない場合でも**リストは必ずご提出ください！**



「被扶養者資格の再確認」についてのお問い合わせは被扶養者資格再確認コールセンターへご連絡ください。

予告！

令和8年1月から電子申請が始まります！

オンラインで各種給付金の申請が可能になります。

- 申請書の郵送にかかる手間を削減。
- 申請後の手続き状況がオンラインで確認できる！

詳しくはこちらの
ホームページを
ご覧ください。



協会けんぽへの申請はぜひ電子申請をご利用ください！

最新情報を続々配信中！
LINE公式アカウント、メールマガジンの登録をお願いします！



LINE公式アカウント



メールマガジン



全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

〒680-8560
鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

TEL

0857-25-0050(代表)